

質問に対する回答

2025/7/10現在

No.	質問	回答
1	仕様書にある12経営体に対して事前カウンセリングやコンサルティング実施等々の業務の総額上限が税込4百万円という理解でしょうか？	貴見のとおりです。
2	事前カウンセリング後、12経営体の中からトップランナーの可能性の高い経営体をいくつか選定し、指導するというスキームの提案は可能でしょうか？	事前カウンセリング後、12経営体の中からトップランナーの可能性の高い経営体をいくつか選定し、指導するというスキームは想定していません。県が選定する12経営体全てに対し、経営コンサルティングを実施する必要があります。
3	様式第3号をパワーポイント（A4横）で作成してもよろしいでしょうか？	様式第3号「企画提案概要説明書」をパワーポイント（A4横）で作成することは可能です。ただし、様式第3号の内容を漏れなく記載する必要がありますので、ご注意ください。
4	様式第1号から様式第5号を一つのファイルとして提出してもよろしいでしょうか？	差し支えありません。
5	<p>サポート普及員の参加スタンスについて質問です。昨年度は、普及指導員はコンサルティングの場に同席し、内容を共有するという立場だったと思います。しかし、今年度は事業終了後のフォローアップなど一定の役割が示されています。このことについて、農業事務所※は既に同意していると考えてよろしいでしょうか？また、この点について、農業事務所向けの説明会などは開催されたのでしょうか？</p> <p>さらに関連して、サポート普及員による事業後のフォローアップが前提となっている場合、事業期間中にも一定の役割を担い、支援チームの一員として活動してもらうことが、フォローアップの効果を高めると考えられます。この観点から、今年度は昨年度以上に普及指導員に積極的にコンサルティングに参加してもらえるよう、サポート普及員に協力をお願いすることは可能でしょうか？（説明会でそのように案内していた場合、問題はないでしょうか？）</p> <p>具体的な協力内容としては、専門家から支援対象者に出された宿題（例：所定の様式に記入する事業計画や事業承継計画の作成、販売実績データの準備と整理、その他必要な資料の作成など）への対応について、支援対象者のサポートをしてもらうことを想定しています。</p> <p>※サポート普及員が所属する県出先機関</p>	<p>今年度の経営コンサルティングの対象者（支援対象者）は、農業事務所からの推薦を受けて決定します。このため、サポート普及員は普及指導活動の範囲で本事業に携わる予定です。また、支援対象者及びサポート普及員向け説明会において、改めて役割を説明する予定です。</p>
6	アンケート調査については、調査票の回収は県を通さずに受託者が直接受け取る方法としてよろしいでしょうか？	差し支えありません。
7	サポート普及員向け研修会の会場として、農林総合研究センターなど県の施設をお借りすることはできますか？	可能です（仕様書において、開催方法等は県と事前調整の上で決定することとしています）。